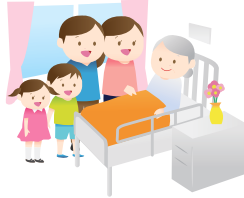


## 高額療養費の外来年間合算について

申請・問合せ 市民課国民健康保険係（国民健康保険の方） ☎ 6 2 ~ 3 1 4 4 ・  
医療年金係（後期高齢者医療の方） ☎ 6 3 ~ 0 1 3 6 へ

平成29年8月と平成30年8月に、70歳以上の方の高額療養費の制度が見直され、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないよう、自己負担額の年間上限の制度が設けられました。このことにより、次の方は外来年間合算高額療養費の支給対象となります。

**対象** ①国民健康保険に加入されている70歳～74歳の方および後期高齢者医療に加入されている方 ②平成30年7月31日時点の所得区分が一般または低所得Ⅰ・Ⅱの方



**計算期間** 平成29年8月1日～平成30年7月31日

**外来年間自己負担上限額** 14万4,000円

**支給対象額** 一般区分または低所得区分であった月の外来診療分の自己負担額の合計のうち14万4,000円を超えた額

※計算は個人単位になります。  
※計算期間中に現役並み所得の区分期間があった場合、その期間中の自己負担額は計算対象外となります。  
※計算期間中に毎月の高額療養費に該当している場合は、そのうち外来診療分としてすでに支給された額を差し引いて計算します。

### 申請方法

▶ **国民健康保険の方**… 2月中旬から下旬頃に申請書を郵送します

#### 【注意事項】

申請書は計算期間中、美唄市国民健康保険を使用して上限額を超えた方を対象に郵送します。計算期間中、美唄市国民健康保険の前に他市の国民健康保険やほかの医療保険に加入されていて、支給対象になると思われる場合は、以前加入していた医療保険が発行する自己負担額証明書を持参してください。  
※申請に必要なものは問い合わせください。

▶ **後期高齢者医療の方**… 1月下旬頃に北海道後期高齢者医療広域連合より支給決定通知書が郵送され、登録されている口座に支給となります（別途申請は不要です）。対象となる方で支給口座の登録がない場合には、申請後の支給となります

※いずれも申請書が届き次第必要事項を記入の上、市役所1階①窓口で申請してください。

## 岩見沢年金事務所からのお知らせ

申込・問合せ

①③岩見沢年金事務所 ☎ 3 8 ~ 8 0 0 0 ②同年金事務所 ☎ 2 2 ~ 5 8 0 4 ③市民課医療年金係 ☎ 6 3 ~ 0 1 3 6 へ

### ①年金出張相談

岩見沢年金事務所職員による年金出張相談です（年金請求も受付）。

〈とき〉3月7日(木) 10時～15時

〈ところ〉商工会議所

※完全予約制ですので3月6日(水)までに岩見沢年金事務所へ申し込みしてください。



### ②国民年金付加保険料と割引制度について

▶ 国民年金保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です

※付加保険料は、加入の申し出をされた月から納付できます。さかのぼって加入することはできません。市役所1階①窓口または岩見沢年金事務所です手続きしてください。

▶ 国民年金保険料は、(1)現金納付（納付書を使って金融機関やコンビニエンスストアで納める方法）(2)口座振替 (3)クレジットカードのいずれかの方法で納めることができます。なお、保険料をまとめて前払いすると割引が適用になります。また、(2)と(3)の前納割引（2年前納、1年前納、6カ月前納）の申込期限は2月28日(木)となります

※割引金額や手続きに必要なものなど詳しくは問い合わせください。

### ③4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

〈対象〉国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

〈届け出時期〉出産予定日の6カ月前から届け出できますが、速やかに届け出てください

〈施行日〉平成31年4月1日

※施行日から届け出できます。

〈産前産後期間の取り扱い〉産前産後期間として認められた期間については、保険料を納付したもものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、この期間については付加保険料を納付することもできません

〈届け出先〉市役所1階①窓口

# 申告は正しく期限内に

## 問合せ

市民税・道民税、国民健康保険税は税務課市民税係 ☎62-3139  
 所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税、譲渡所得税は  
 岩見沢税務署 ☎22-0810 (自動音声案内)

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告と 市民税・道民税、国民健康保険税の申告受付

とき 2月18日(月)～3月15日(金)  
 9時～正午・13時～15時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所1階第1会議室

※各日とも、15時までに受け付けされた方の申告手続きを行います。待ち時間が長くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 税申告の出張受付

2月6日(水)～13日(水)まで、出張申告を行います。会場や日程については本紙折り込み「LIVE」コーナーをご覧ください。なお、出張申告期間中は、市役所での申告受付はできませんので注意してください。

## 確定申告が必要な方

- ▼ 事業をしている方、不動産収入のある方
  - ▼ 公的年金収入が400万円超の方
  - ▼ 給与収入が2,000万円超の方
  - ▼ 2力所以上から給与を受けている方
  - ▼ 給与所得以外の所得が20万円超の方 など
- ※確定申告が不要な方でも、給与や年金などから源泉徴収された所得税が還付されることがあります。詳しくは税務課市民税係に問い合わせいただくか、国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2030.htm> をご覧ください。



## 市で受け付けできない申告について

岩見沢税務署で手続きしてください

- ▼ 消費税、贈与税、相続税の申告
- ▼ 所得税の青色申告の申請をしている方
- ▼ 営業、不動産、農業で所得税がかかる方
- ▼ 山林所得があった方
- ▼ 株式、先物取引や不動産の売買(公共事業に伴う不動産の売却を除く)により譲渡所得があった方

## 市民税・道民税申告

※公共事業に伴う不動産の売買があった方については税務課市民税係に問い合わせください。

市民税・道民税申告とは、1年間の所得を基に、翌年度の市民税・道民税の税額計算をするために行う市への申告のことをいいます。所得税及び復興特別所得税の還付がない方でも、控除の申告がないと控除前の状況で課税され、翌年度の市民税・道民税が高くなる恐れがあります。※収入がない方、遺族年金・障害年金などの非課税年金のみを受給されている方でも市民税・道民税申告が必要となる場合があります。

## 申告に必要な持ちもの

- ① 印鑑 (認印可)
  - ② 本人確認書類 (番号確認書類 + 身元確認書類) の写し
  - ③ 本人名義の口座番号が分かるもの
  - ④ 確定申告のお知らせ (税務署から郵送されている方)
  - ⑤ 利用者識別番号 (電子申告で以前取得された方)
  - ⑥ 収入額が分かるもの
  - ⑦ 報酬等の支払調書 など ※いずれも原本が必要。
  - ⑧ 控除額が分かるもの
  - ⑧ 保険料の控除証明書 (国民年金、生命保険料、地震保険料 など)
  - ⑨ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書 など
  - ⑩ 障害者手帳 (障害者控除を受ける方)
  - ⑪ 寄附金の領収書
  - ⑫ 医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書 (詳しくは広報メニュー「e-Tax」をご覧ください)
- ※⑩ 以外は申告する年分に領収したものを使用。

## 税務署からのお知らせ

問合せ 岩見沢税務署 ☎22-0810  
 音声案内「2」

## 申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!!

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンなどから申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダー(電子申告)を利用して提出できます。また、平成30年4月以降に税務署でID・パスワードを取得された方は、ID・パスワード方式でも「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

詳しくは国税庁のホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)へ

